

2025 年 5 月 20 日

各 位

株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役社長 鈴木 伸
(コード番号: 2315 東証スタンダード)
問合せ先:
代表取締役副社長 山口 健治
Tel 03-5657-3000 (代表)

2025 年 2 月 3 日の株式会社クシムから株式会社 ZED ホールディングス株式を取得したことによる
弁済（代物弁済）に関する当社の見解に関するお知らせ

当社は、2025 年 2 月 3 日付「株式会社クシムからの代物弁済に伴う当社連結決算における特別利益の計上見込み及び株式会社クシムとの資本業務提携の解消に関するお知らせ」のとおり、株式会社クシム（証券コード: 2345）（以下「クシム」といいます。）から株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）の株式を取得することによる弁済（代物弁済）を受けております。

一方、クシムより、2025 年 5 月 16 日付で「2025 年 2 月 3 日の株式会社 Zaif・チューリングラム株式会社をはじめとする事業子会社株式の譲渡に関する当社の見解」がクシムのウェブサイトにて公表されるとともに、現在、SNS 等でクシムの代表取締役である田原弘貴氏及び取締役の田中遼氏より本件に関する様々な投稿が行われておりますので、これを受け、当社の見解を以下のとおりお知らせいたします。

記

クシムにおいて、2025 年 5 月 16 日付で「2025 年 2 月 3 日の株式会社 Zaif・チューリングラム株式会社をはじめとする事業子会社株式の譲渡に関する当社の見解」がクシムのウェブサイトにて公表されました。また、現在 SNS 等で、クシムの代表取締役である田原弘貴氏及び取締役の田中遼氏より本件に関する様々な投稿が行われております。

これらによりますと、クシムが子会社の ZED ホールディングス及びその配下の全事業子会社の株式を取締役会決議をもって、代物弁済により譲渡したことが、違法・無効であり、本件譲渡及びその準備行為の適法性及び当時の経営陣が取締役としての責務を適切に果たしていたか否か等について調査するとともに、適正に法的手続を取る予定ということです。

当該代物弁済は、2024 年 11 月 25 日のクシムの取締役に関する公表以降、調査委員会報告、決算遅延等により、総額 529 百万円の債権回収が不能となるリスクを鑑み、返済期日までの全額現金返済を求めた当社に対して、両社交渉の結果、代物弁済に至ったものであります。

当社の見解としましては、本件代物弁済は、当社の事業戦略及び成長計画との整合性を考慮し、経営・財務・法務の各面から慎重に検討を行ったうえで決定しており、弁護士や監査法人等への事前相談を経て、当社の取締役会において正式に審議・承認を得たものです。

なお、現時点で当社を被告とする訴訟・仮処分の申立等は確認されておられません。万一、クシムの主張により当社の権利が侵害される場合は、クシムに対する貸付債権は債務不履行となりますため、当社は債権回収のためのあらゆる措置を講ずる所存であります。

以 上